

平成 26 年 2 月 18 日(火)

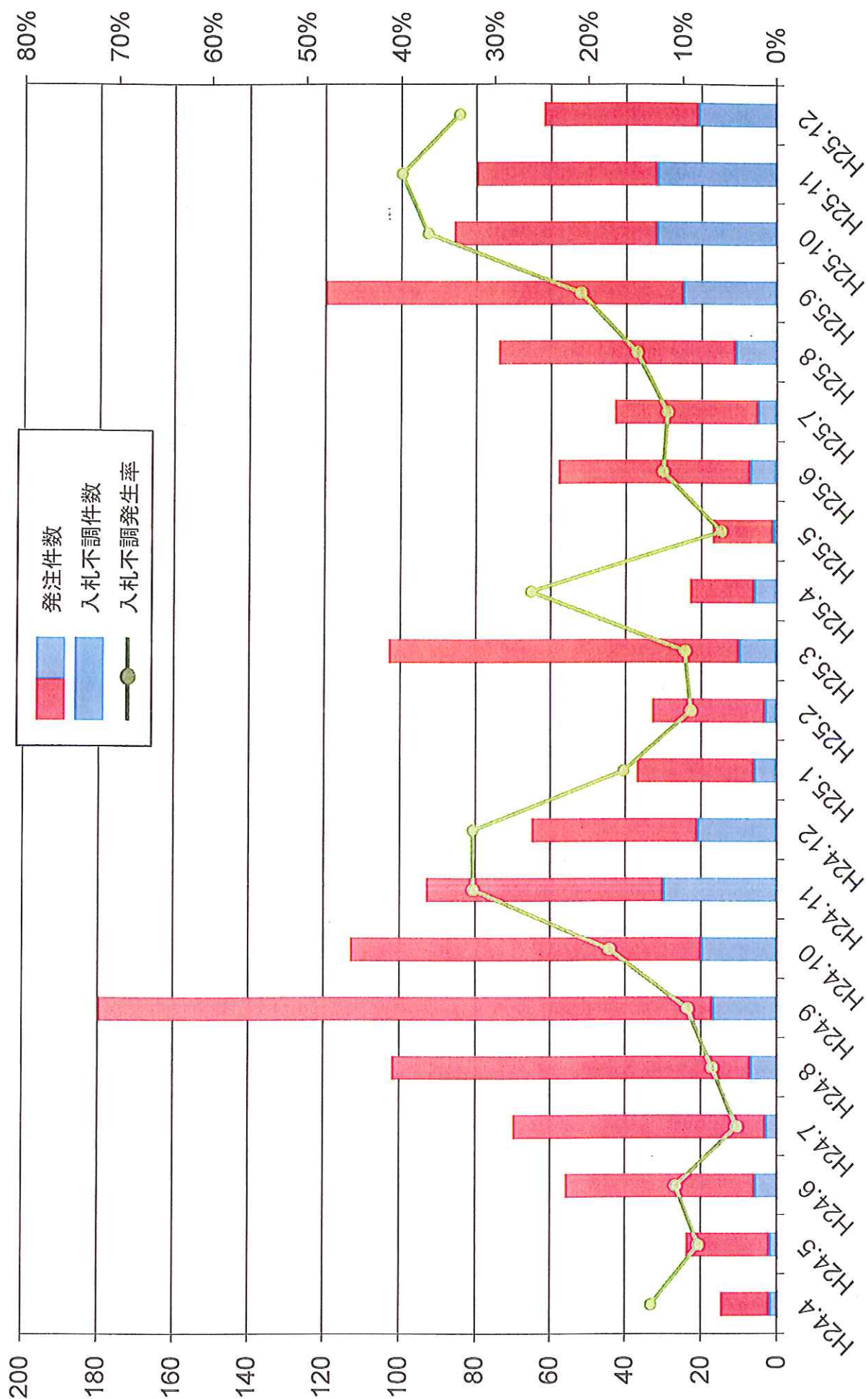
衆議院 予算委員会

衆議院議員 階 猛 (民主党)

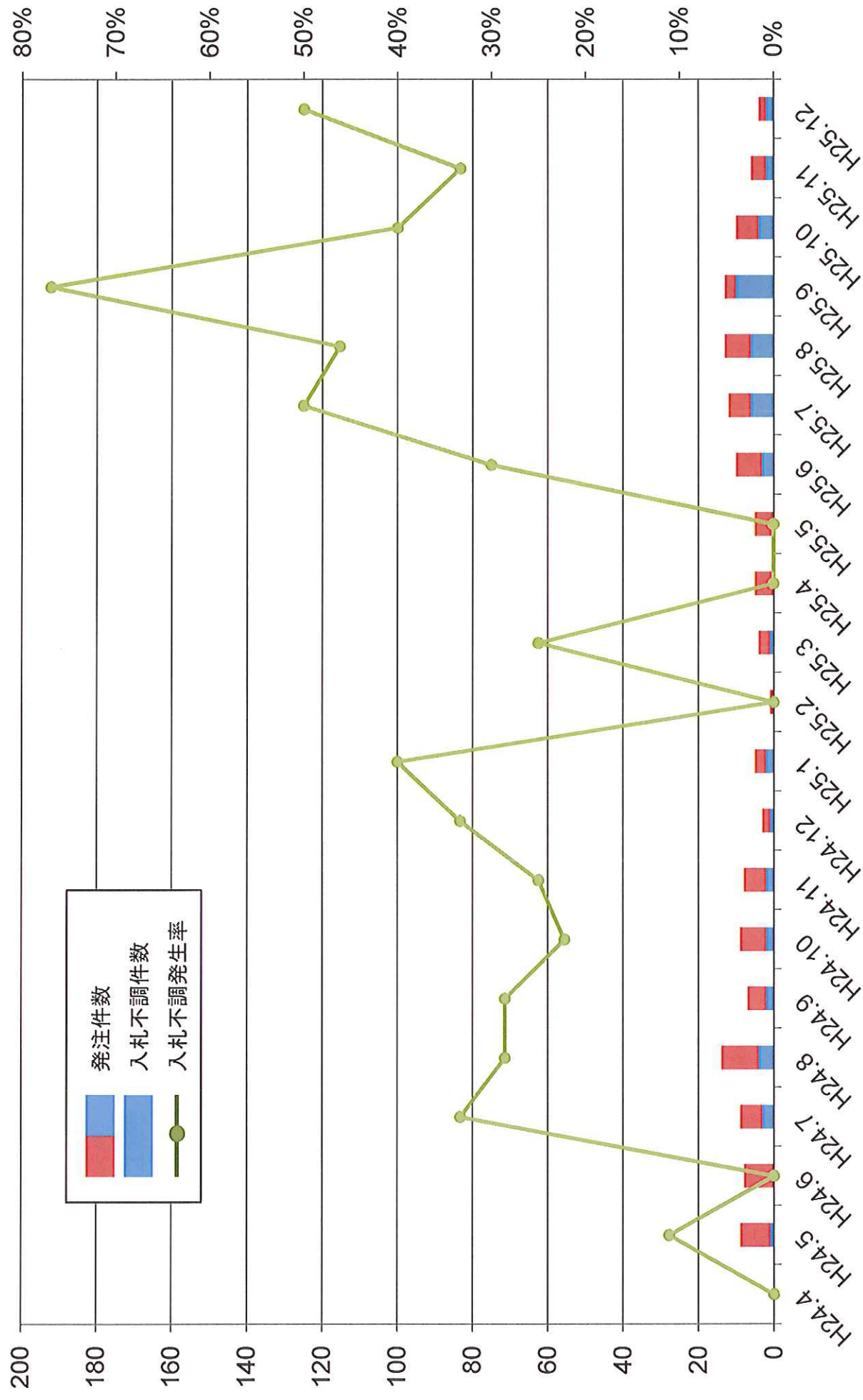
【出典】

- ・資料1 「岩手県の発注工事(土木工事)における入札不調の状況」
「岩手県の発注工事(建築一式工事)における入札不調の状況」
国土交通省作成資料 1-2頁
- ・資料2 「土地収用法 123 条(緊急に施行する必要がある事業のための
土地の使用)を活用して早期に事業着手する場合のイメージ図」
国土交通省作成資料 3頁
- ・資料3 「社会保険料事業主負担の国際比較(対国民所得比)」
財務省作成資料 4頁
- ・資料4 「(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の概要」
文部科学省作成資料 5頁

岩手県の発注工事(土木工事)における入札不調の状況



岩手県の発注工事(建築一式工事)における入札不調の状況



土地収用法123条（緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用）を 活用して早期に事業着手する場合のイメージ図

123条に基づく手続

緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用
(緊急使用)

明渡裁決が遅延することによって事業の施行が遅延し、
その結果、災害を防止することが困難となり、その他公
共の利益に著しく支障を及ぼすおそれがあるときに土地
を使用できるもの。

緊急使用の申立

〔 起業者が収用委員会へ 〕

緊急使用の許可※

〔 土地の使用方法を定
め、収用委員会が許可 〕

工事着手

6
ヶ
月

更新不可

※・許可の前提として起業者の担保
提供が必要

・土地所有者等から請求があれば、
起業者は自己の見積もった損失
補償額を支払う

通常の手続

事業認定申請

法18条

〔 起業者が国・都道府県の場合は国土交通大臣へ
起業者が市町村の場合は都道府県知事へ 〕

事業認定告示

法26条

収用裁決申請

法39条

〔 起業者が収用委員会へ 〕

収用裁決

法48・49条

(都道府県の収用委員会)

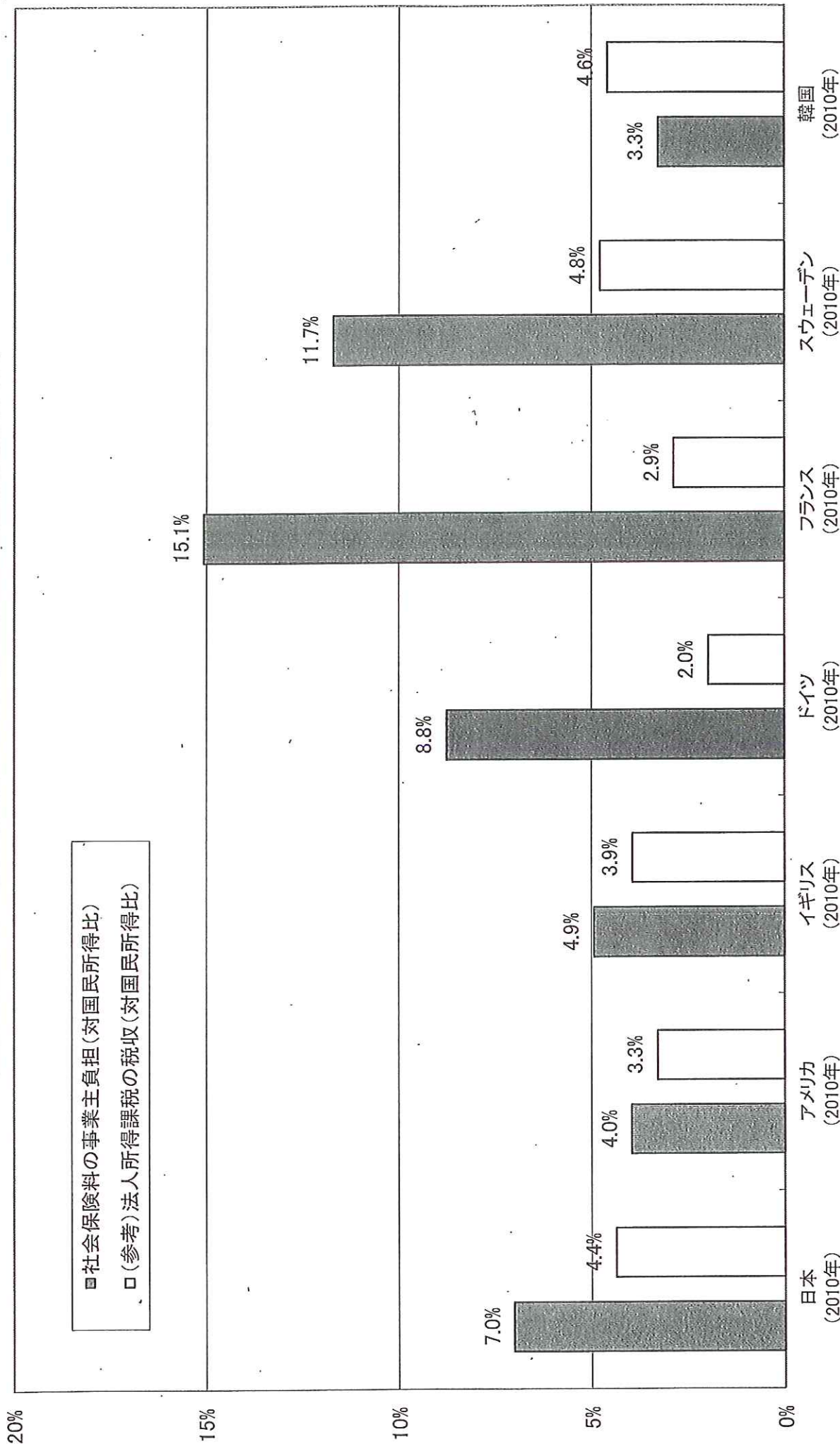
法95条・97条・101条・102条

補償金の支払い、
権利取得・明渡し

工事着手

【資料2】

社会保険料事業主負担の国際比較(対国民所得比)



【資料3】

(注)1. 社会保険料事業主負担については、法人事業主及び個人事業主の負担分の他に、公共部門の社会保険料納付義務者の負担分も含まれている。
 2. OECD "Revenue Statistics"においては、社会保険料に係る計数について、分類不能とされている項目があり、これについては計算上関連する項目に按分している。
 (出典) 内閣府「国民経済計算確報」、OECD "Revenue Statistics 1965-2011"及び同 "National Accounts"等

(独) 日本学生支援機構

大学等奨学金事業の概要

【目的】日本学生支援機構の奨学金事業は、日本国憲法(第26条)、教育基本法(第4条3項)に基づき、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等及び人材の育成の観点から実施。

日本国憲法 第26条(第1項)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法 第4条

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

【対象】大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校(専門課程)の学生・生徒

【奨学金の申請手続き】 予約採用と在学採用の二通り。

「予約採用」…入学前に奨学金を申込み、奨学金の貸与を予約する手続き。申込みは所屬高等学校等を通じて行う。

「在学採用」…入学後に奨学金を申込み手続き。申込みは所屬大学等を通じて行う。

【所得連動返還型の無利子奨学金制度】(平成24年度から導入)

低所得世帯(年収300万円以下)の学生等を対象とし、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予する制度。(大学院を除く)

《平成26年度予算案》

貸与人員 : 140万9千人
事業費総額 : 1兆1,745億円

区分	無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸与人員	45万2千人(2万6千人増)	95万7千人(6万人減)
事業費	3,068億円(156億円増)	8,677億円(393億円減)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金	一般会計・復興特会(政府貸付金) 744億円 [うち復興特会68億円]	財政融資資金 8,596億円
貸与月・額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円・5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
学力	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
貸与基準 家計	・907万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ・300万円以下 【所得連動返還型】	1,223万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返還方法	・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予【所得連動返還型】	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸与利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成25年11月現在) 利率見直し方式 利率固定方式 [5年毎]0.20% 0.89%